

令和 7 年 3 月  
大 東 市 議 会  
定 例 月 議 会 議 案  
条 例 新 旧 対 照 表

## も く じ

・ 議案第 26 号	大東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する 条例	
	(1) 公布の日施行分-----	1
	(2) 令和 7 年 4 月 1 日施行分-----	1
・ 議案第 27 号	大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する 条例	
	(1) 公布の日施行分-----	3
	(2) 令和 7 年 7 月 1 日施行分-----	7
・ 議案第 28 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整 理に関する条例	
	大東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関す る条例-----	17
	大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例-----	17
	大東市職員の退職手当に関する条例-----	19
	大東市一般職の職員の給与に関する条例-----	23
	大東市表彰条例-----	25
	大東市行政不服審査に関する条例-----	25
	大東市個人情報の保護に関する法律施行条例-----	25
	大東市環境の保全等の推進に関する条例-----	27
	大東市ラブホテル建築規制に関する条例-----	27
	大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店 に関する条例-----	29
・ 議案第 29 号	大東市職員等旅費条例-----	31
	(附則改正)	
	証人等の実費弁償に関する条例-----	43
	大東市一般職の職員の給与に関する条例-----	43
・ 議案第 30 号	大東市職員の退職手当に関する条例-----	45
・ 議案第 31 号	大東市国民健康保険条例-----	49

・議案第 3 2 号	大東市都市公園条例-----	5 3
・議案第 3 3 号	大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に 関する条例-----	5 5

議案第26号

大東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

新

<公布の日施行分>

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第25条の規定に基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合においてその者（死亡による退職の場合にはその者の遺族）に退職報償金を支給することを目的とする。

第2条 ～ 第9条 （略）

<令和7年4月1日施行分>

本則 （略）

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

単位（千円）

階 級	勤 務 年 数						
	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	35年以上
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	35年未満	
団 長	239	344	459	594	779	979	1,079
副 団 長	229	329	429	534	709	909	1,009
分 団 長	219	318	413	513	659	849	949
副 分 団 長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び班長	204	283	358	438	564	734	834
団 員	200	264	334	409	519	689	789

主要改正点

- ・退職報償金支給額表の勤務年数の区分に新たに35年以上の区分を加えたこと。

新旧対照表

旧

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条の8の規定に基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合においてその者（死亡による退職の場合にはその者の遺族）に退職報償金を支給することを目的とする。

第2条 ～ 第9条 （略）

本則 （略）

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

単位（千円）

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	
団 長	239	344	459	594	779	979
副 団 長	229	329	429	534	709	909
分 団 長	219	318	413	513	659	849
副 分 団 長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団 員	200	264	334	409	519	689

議案第 27 号

大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

新																
<p>&lt;公布の日施行分&gt;</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表第 1 (第 4 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">執行機関</th> <th colspan="2">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">市長</td> <td colspan="2">(10) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(11) <u>住登外者宛名番号管理機能</u> (住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) により市が備える住民基本台帳に記録されていない者について、必要に応じて、当該者を特定するための番号を付し、氏名、住所等の情報を管理するための機能をいう。以下同じ。) による住登外者 (住登外者宛名番号管理機能に登録されている者をいう。以下同じ。) の情報の管理に関する事務</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2 (第 4 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">執行機関</th> <th style="width: 35%;">事務</th> <th style="width: 50%;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>(1) 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td>(1) 住民基本台帳法第 7 条に規定する事項 (以下「住民票関係情報」という。) であって規則で</td> </tr> </tbody> </table>			執行機関	事務		市長	(10) (略)		(11) <u>住登外者宛名番号管理機能</u> (住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) により市が備える住民基本台帳に記録されていない者について、必要に応じて、当該者を特定するための番号を付し、氏名、住所等の情報を管理するための機能をいう。以下同じ。) による住登外者 (住登外者宛名番号管理機能に登録されている者をいう。以下同じ。) の情報の管理に関する事務		執行機関	事務	特定個人情報	市長	(1) 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民基本台帳法第 7 条に規定する事項 (以下「住民票関係情報」という。) であって規則で
執行機関	事務															
市長	(10) (略)															
	(11) <u>住登外者宛名番号管理機能</u> (住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) により市が備える住民基本台帳に記録されていない者について、必要に応じて、当該者を特定するための番号を付し、氏名、住所等の情報を管理するための機能をいう。以下同じ。) による住登外者 (住登外者宛名番号管理機能に登録されている者をいう。以下同じ。) の情報の管理に関する事務															
	執行機関	事務	特定個人情報													
市長	(1) 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民基本台帳法第 7 条に規定する事項 (以下「住民票関係情報」という。) であって規則で														

主要改正点

- ・住登外者宛名番号管理機能の情報の管理に関する事務を独自利用を行う事務として位置付けたこと。
- ・外国人に対する生活保護の措置に関する事務が準法定事務となったことに伴い、個人番号の独自利用を行う事務から削除したこと。

新旧対照表

旧														
<p>本則 (略)</p> <p>別表第 1 (第 4 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">執行機関</th> <th colspan="2">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">市長</td> <td colspan="2">(10) (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2 (第 4 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">執行機関</th> <th style="width: 35%;">事務</th> <th style="width: 50%;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>(1) 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td>(1) 住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) 第 7 条に規定する事項 (以下「住民票関係情報」という。) であって規則で</td> </tr> </tbody> </table>			執行機関	事務		市長	(10) (略)		執行機関	事務	特定個人情報	市長	(1) 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) 第 7 条に規定する事項 (以下「住民票関係情報」という。) であって規則で
執行機関	事務													
市長	(10) (略)													
	執行機関	事務	特定個人情報											
市長	(1) 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) 第 7 条に規定する事項 (以下「住民票関係情報」という。) であって規則で												

新	
	定めるもの
(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(4) (略)
	(5) <u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）</u> であって規則で定めるもの
(6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(4) (略)
	(5) <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
(7) 外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(5) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	(8) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給

旧	
	という。）であって規則で定めるもの
(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(4) (略)
(6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(4) (略)
(7) 外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(5) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は <u>特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）</u> の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	(8) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関

## 新

		に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		(15) (略)
		<u>(16) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
	(17) (略)	
	<u>(18) 住登外者宛名番号管理機能による</u>	<u>(1) 地方税関係情報</u>
	<u>住登外者の情報の管理に関する事務</u>	<u>(2) 生活保護関係情報</u>
		<u>(3) 外国人生活保護措置関係情報</u>
		<u>(4) 国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報</u>

<令和7年7月1日施行分>

本則 (略)

別表第1 (第4条関係)

執行機関	事務
市長	
	(3) (略)

## 旧

		する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		(15) (略)
	(17) (略)	

本則 (略)

別表第1 (第4条関係)

執行機関	事務
市長	
	(3) (略)

新

(4) (略)
(5) (略)
(6) (略)
(7) (略)
(8) (略)
(9) (略)
(10) (略)

別表第2 (第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
市長	(7) 外国人に対する <u>生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務</u> であって規則で定めるもの	(1) (略)

旧

(4) <u>外国人に対する生活保護の措置に関する事務</u> であって規則で定めるもの
(5) (略)
(6) (略)
(7) (略)
(8) (略)
(9) (略)
(10) (略)
(11) (略)

別表第2 (第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
市長	(7) 外国人に対する <u>生活保護の措置に関する事務</u> であって規則で定めるもの	(1) (略)
		(2) <u>地方税関係情報</u> であって規則で定めるもの
		(3) <u>医療保険給付関係情報</u> であって規則で定めるもの
		(4) <u>介護保険給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの
		(5) <u>児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報</u> であって規則で定めるもの
		(6) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報</u> であって規則

新

	(2) (略)
	(3) (略)

旧

	<p><u>則で定めるもの</u></p> <p>(7) <u>母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(10) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) <u>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(13) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下</u></p>
--	---

新

	(4) (略)
	(5) (略)
(略)	(略)
(9) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(5) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)</u> による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で

旧

	<u>「中国残留邦人等支援法」という。)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
	(14) <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
	(15) (略)
	(16) (略)
(略)	(略)
(9) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(5) <u>中国残留邦人等支援法</u> による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの

新

		定めるもの

旧


議案第28号

- 大東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
- 大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例
- 大東市職員の退職手当に関する条例
- 大東市一般職の職員の給与に関する条例
- 大東市表彰条例
- 大東市行政不服審査に関する条例
- 大東市個人情報の保護に関する法律施行条例
- 大東市環境の保全等の推進に関する条例
- 大東市ラブホテル建築規制に関する条例
- 大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条例

新
(大東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例)
第1条 ～ 第5条の2 (略) (退職報償金支給の制限)
第6条 (略)
(1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者
(2) ～ (5) (略)
第7条 ～ 第9条 (略)
(大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例)
第1条 ～ 第3条 (略) (欠格条項)

主要改正点

- ・刑法の一部が改正され、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧
第1条 ～ 第5条の2 (略) (退職報償金支給の制限)
第6条 (略)
(1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者
(2) ～ (5) (略)
第7条 ～ 第9条 (略)
第1条 ～ 第3条 (略) (欠格条項)

## 新

### 第4条 (略)

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) (略)

### 第5条 ～ 第12条 (略)

#### (大東市職員の退職手当に関する条例)

### 第1条 ～ 第12条 (略)

(退職手当の支払の差止め)

### 第13条 (略)

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

### 2 ～ 4 (略)

### 5 (略)

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合

(3) (略)

### 6 ～ 10 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

## 旧

### 第4条 (略)

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) (略)

### 第5条 ～ 第12条 (略)

### 第1条 ～ 第12条 (略)

(退職手当の支払の差止め)

### 第13条 (略)

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

### 2 ～ 4 (略)

### 5 (略)

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合

(3) (略)

### 6 ～ 10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

## 新

### 第14条 (略)

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) ～ (3) (略)

### 2 ～ 6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

### 第15条 (略)

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) ～ (3) (略)

### 2 ～ 6 (略)

### 第16条 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

### 第17条 (略)

### 2 ～ 3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6か月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

### 5 ～ 8 (略)

### 第18条 ～ 第21条 (略)

## 旧

### 第14条 (略)

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) ～ (3) (略)

### 2 ～ 6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

### 第15条 (略)

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) ～ (3) (略)

### 2 ～ 6 (略)

### 第16条 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

### 第17条 (略)

### 2 ～ 3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6か月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

### 5 ～ 8 (略)

### 第18条 ～ 第21条 (略)

## 新

### (大東市一般職の職員の給与に関する条例)

第1条 ～ 第26条 (略)

(期末手当)

第27条 (略)

第27条の2 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第27条の3 (略)

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 ～ 4 (略)

5 (略)

(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) ～ (3) (略)

6 ～ 9 (略)

## 旧

第1条 ～ 第26条 (略)

(期末手当)

第27条 (略)

第27条の2 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第27条の3 (略)

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 ～ 4 (略)

5 (略)

(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) ～ (3) (略)

6 ～ 9 (略)

## 新

第28条 ～ 第37条 (略)

### (大東市表彰条例)

第1条 ～ 第8条 (略)

(特別待遇の停止)

第9条 (略)

(1) (略)

(2) 拘禁刑に処せられ、当該刑の執行を猶予されたとき 当該刑の執行を猶予されている期間

(特別待遇の取消し)

第10条 被表彰者が、拘禁刑に処せられたとき(前条第2号の場合を除く。)は、当該刑に処せられた日以後、第8条の待遇を行わないものとする。

第11条 ～ 第12条 (略)

### (大東市行政不服審査に関する条例)

第1条 ～ 第13条 (略)

(罰則)

第14条 第8条(第11条において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。

### (大東市個人情報の保護に関する法律施行条例)

本則 (略)

附 則

## 旧

第28条 ～ 第37条 (略)

第1条 ～ 第8条 (略)

(特別待遇の停止)

第9条 (略)

(1) (略)

(2) 禁錮又は懲役の刑に処せられ、当該刑の執行を猶予されたとき 当該刑の執行を猶予されている期間

(特別待遇の取消し)

第10条 被表彰者が、禁錮又は懲役の刑に処せられたとき(前条第2号の場合を除く。)は、当該刑に処せられた日以後、第8条の待遇を行わないものとする。

第11条 ～ 第12条 (略)

第1条 ～ 第13条 (略)

(罰則)

第14条 第8条(第11条において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

本則 (略)

附 則

## 新

1 ～ 7 (略)

8 旧実施機関の職員若しくは職員であった者又は旧実施機関から委託又は委任を受けて旧個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された文書等であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を容易に検索し得る状態で体系的に旧個人情報を記載したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は1,000,000円以下の罰金に処する。

9 前項に規定する者が、その事務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧個人情報であって、文書等に記録されたものを施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。

10 ～ 12 (略)

### (大東市環境の保全等の推進に関する条例)

第1条 ～ 第71条 (略)

(罰則)

第72条 (略)

2 第34条第2項の規定による命令に違反した者は、6か月以下の拘禁刑又は300,000円以下の罰金に処する。

第73条 (略)

### (大東市ラブホテル建築規制に関する条例)

第1条 ～ 第14条 (略)

(罰則)

## 旧

1 ～ 7 (略)

8 旧実施機関の職員若しくは職員であった者又は旧実施機関から委託又は委任を受けて旧個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された文書等であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を容易に検索し得る状態で体系的に旧個人情報を記載したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

9 前項に規定する者が、その事務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧個人情報であって、文書等に記録されたものを施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

10 ～ 12 (略)

第1条 ～ 第71条 (略)

(罰則)

第72条 (略)

2 第34条第2項の規定による命令に違反した者は、6か月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。

第73条 (略)

第1条 ～ 第14条 (略)

(罰則)

## 新

第15条 第11条の規定による市長の中止命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は30,000円以下の罰金に処する。

2 (略)

第16条 (略)

(大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条例)

第1条 ～ 第4条 (略)

(指定工事店の指定)

第5条 (略)

(1) ～ (3) (略)

(4) (略)

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑を執行中の者

イ ～ ウ (略)

(5) ～ (6) (略)

2 ～ 3 (略)

第6条 ～ 第14条 (略)

## 旧

第15条 第11条の規定による市長の中止命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30,000円以下の罰金に処する。

2 (略)

第16条 (略)

第1条 ～ 第4条 (略)

(指定工事店の指定)

第5条 (略)

(1) ～ (3) (略)

(4) (略)

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その刑を執行中の者

イ ～ ウ (略)

(5) ～ (6) (略)

2 ～ 3 (略)

第6条 ～ 第14条 (略)

## 議案第29号

### 大東市職員等旅費条例

### 証人等の実費弁償に関する条例

### 大東市一般職の職員の給与に関する条例

## 新

#### (大東市職員等旅費条例)

第1条 ～ 第5条 (略)

#### (旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当とする。

#### (旅費の計算)

第7条 旅費は、出張に要する実費を弁償するためのものとして前条に定める種目及び次条から第13条までに定める内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により出張し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

## 主要改正点

- ・職員等の出張に係る旅費について、その種目及び内容の見直しを行ったこと。

## 新旧対照表

## 旧

第1条 ～ 第5条 (略)

#### (旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

2 鉄道賃は、鉄道を利用する出張（以下「鉄道出張」という。）について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、船舶を利用する出張（以下「水路出張」という。）について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空機を利用する出張（以下「空路出張」という。）について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）を利用する出張（以下「陸路出張」という。）について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

6 日当は、出張中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。

7 宿泊料は、出張中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

#### (旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて出張しがたい場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

## 新

2 前項に定めるもののほか、旅費の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他これらに類するものをいう。第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に規定する運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(船賃)

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他これに類するものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に規定する運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に規定する運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合にあつては、最上級以外（特別職の職員及び職員以外の者が移動する場合には、最

## 旧

第8条 職員がその居住地から出張する場合の旅費は、勤務地から出張地に至る旅費をもつて計算する。

第9条 出張計算上の出張日数は、出張のために現に要した日数による。

## 新

上級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類するものをいう。次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に規定する運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第12条 宿泊費は、出張中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額を限度とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

## 旧

第10条 1日の出張において、日当及び宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当及び宿泊料を支給する。

第11条 鉄道出張、水路出張、空路出張又は陸路出張中における年度の経過、身分の変更のため、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃)

第12条 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額は、別表による。

## 新

### (宿泊手当)

第13条 宿泊手当は、宿泊を伴う出張に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。

### (日額旅費)

第14条 第6条に掲げる旅費に代え、日額旅費を支給する出張は、視察のための出張、長期間の研修又は訓練のための出張その他のその職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張のうち、当該出張の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて規則で定めるものとする。

2 前項に規定する日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条に掲げる旅費の額について、この条例で定める基準を超えることができない。

### (退職者等の旅費)

第15条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

## 旧

### (日当)

第13条 日当の額は、別表の定額による。

2 鉄道200キロメートル未満、水路100キロメートル未満又は陸路100キロメートル未満の出張の場合における日当の額は、公務上の必要又は災害その他やむを得ない事情により宿泊をした場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる出張については、鉄道2キロメートル、水路1キロメートルをそれぞれ陸路1キロメートルとみなして前項の規定を適用する。

### (宿泊料)

第14条 宿泊料の額は、別表の定額による。

### (日額旅費)

第15条 第6条第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を支給する出張は、出張者が視察又は長期間の研修、訓練を受け若しくはその職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張のうち当該出張の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて市長が指定するものとする。

2 前項に規定する日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、市長が定める。ただし、その額は、当該日額旅費等の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額について、この条例で定める基準を超えることができない。

### (大阪府内出張の旅費)

第16条 大阪府内における日帰り出張については、第6条第1項の規定にかかわらず鉄道賃及び車賃の額を支給する。

2 公務上の必要又は災害その他やむを得ない事情により宿泊を要する場合は、前項に規定する額及び別表の宿泊料を支給する。

### (退職者等の旅費)

第17条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等となつた日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日にいた地までの前職相当の旅費とする。

## 新

2 市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

第16条 (略)  
(遺族の旅費)

第17条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

第18条 (略)  
(旅費の調整)

第19条 市長は、出張者が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他出張における特別の事情により又は出張の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に出張の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(旅費の返納)

第20条 市長は、出張者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 出張者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項の規定による返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

## 旧

第17条の2 (略)  
(遺族の旅費)

第18条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、死亡地から旧勤務地までの往復に要する前職相当の旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第3号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、その年長者を先にする。

第19条 (略)  
(旅費の調整)

第20条 市長は、出張者が、公用の交通機関、宿泊施設等又は文書等により金額の指定された交通機関、宿泊施設等を利用して出張した場合その他当該出張における特別の事情により又は当該出張の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に出張の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

第21条 国又は他の公共団体等より旅費の支弁を受けるときは、この条例による旅費は、これを支給しない。ただし、その受ける額がこの条例による旅費額より少ないときは、その差額を支給する。

# 新

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手續その他この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

# 旧

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第12条、第13条、第14条及び第16条関係）

## 一般旅費額

職名	鉄道賃				船賃		車賃	航空賃	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)
	運賃	急行料金		座席指	特別車	運賃金額				
		出張区分	金額	定料金	両料金	の等				
						級				
特別職の職員及び職員以外の者	実費	片道100キロメートル以上	最上級のもの	実費	市長が特別に認める場合に限り実費	区分最上級のもの	実費	実費	3,000円	15,000円
一般職の職員	実費	片道100キロメートル以上	最上級のもの	実費		区分最上級のもの	実費	実費	2,000円	13,000円
		片道50キロメートル以上	最上級のもの			区分実費なし				

## 備考

- 1 急行料金におけるキロ数は、1乗車区間(直通急行列車等のある場合は、その列車の運行区間内)のキロ数とする。
- 2 一般職の職員が特別職の職員に随行する場合における一般職の職員の旅費額は、特別職の職員に支給する旅費額に準じて支給する。

## 新

### (証人等の実費弁償に関する条例)

第1条 (略)

(実費弁償)

第2条 (略)

2 前項の規定による実費弁償の額は、大東市職員等旅費条例(昭和53年条例第6号)の規定により市の職員に対して支給する旅費の額とする。ただし、市長が必要があると認めた場合は、この限りでない。

3 (略)

第3条 ~ 第5条 (略)

### (大東市一般職の職員の給与に関する条例)

第1条 ~ 第32条 (略)

(給与からの控除)

第33条 市長は、法律又は条例により特に認められた場合のほか、職員の支払うべき次の各号に掲げる会費等に相当する金額を、給料その他の給与を支給する際、職員の給与から控除してこれを職員に代わって払い込むことができる。

(1) ~ (8) (略)

第34条 ~ 第37条 (略)

## 旧

第1条 (略)

(実費弁償)

第2条 (略)

2 前項の規定による実費弁償の額は、大東市職員等旅費条例(昭和53年条例第6号)別表中特別職の職員に支給する旅費の額とする。ただし、市長が必要があると認めた場合は、この限りでない。

3 (略)

第3条 ~ 第5条 (略)

第1条 ~ 第32条 (略)

(給与からの控除)

第33条 市長は、法律により特に認められた場合のほか、職員の支払うべき次の各号に掲げる会費等に相当する金額を、給料その他の給与を支給する際、職員の給与から控除してこれを職員に代わって払い込むことができる。

(1) ~ (8) (略)

第34条 ~ 第37条 (略)

議案第30号

大東市職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第9条 (略) (失業者の退職手当)
第10条 (略)
2 ～ 10 (略)
11 (略)
(1) ～ (3) (略)
(4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
(5) ～ (6) (略)
12 ～ 13 (略)
14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、 <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u>
15 ～ 17 (略)
第11条 ～ 第21条 (略)

主要改正点

- ・雇用保険法の一部が改正されることを踏まえ、同法に規定する就業促進手当に相当する退職手当の支給要件を見直したこと。

旧
第1条 ～ 第9条 (略) (失業者の退職手当)
第10条 (略)
2 ～ 10 (略)
11 (略)
(1) ～ (3) (略)
(4) <u>職業に就いたもの</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
(5) ～ (6) (略)
12 ～ 13 (略)
14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、 <u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u>
(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u>
(2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u>
15 ～ 17 (略)
第11条 ～ 第21条 (略)

## 新

### 附 則

1 ～ 10 (略)

1 1 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当

であると認めたもの」とあるのは  
「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働  
ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第

省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲  
1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導  
げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導  
基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業  
基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業  
指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

指導を行うことが適当であると認めたもの  
とする。  
」

1 2 ～ 1 6 (略)

## 旧

### 附 則

1 ～ 10 (略)

1 1 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用に  
ついては、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項  
第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により  
就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者とし  
て規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を  
促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当

であると認めたもの」とあるのは  
「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働  
ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第

省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲  
1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導  
げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導  
基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業  
基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業  
指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

指導を行うことが適当であると認めたもの  
とする。  
」

1 2 ～ 1 6 (略)

議案第31号

大東市国民健康保険条例 新旧対照表

新
<p>第1条 ～ 第29条 (略)</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされた金額</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア ～ イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ハの規定において被保険者の数と特</u></p>

主要改正点

- ・低所得者の保険料の減額に係る所得判定基準における被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗ずる金額について、国民健康保険法施行令に規定する金額を引用することとしたこと。

旧
<p>第1条 ～ 第29条 (略)</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>295,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア ～ イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>545,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生</p>

## 新

定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア ～ イ （略）

2 ～ 4 （略）

第31条 ～ 第47条 （略）

## 旧

した場合には、その発生した日）現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア ～ イ （略）

2 ～ 4 （略）

第31条 ～ 第47条 （略）

議案第32号

大東市都市公園条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第7条 (略) (移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準)
第8条 (略)
(1) (略)
ア ～ オ (略)
カ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。） その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
キ (略)
(2) ～ (17) (略)
2 (略)
第9条 ～ 第32条 (略)

主要改正点

- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

旧
第1条 ～ 第7条 (略) (移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準)
第8条 (略)
(1) (略)
ア ～ オ (略)
カ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。） その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
キ (略)
(2) ～ (17) (略)
2 (略)
第9条 ～ 第32条 (略)

## 議案第33号

### 大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条例

#### 新

第1条 ～ 第4条 (略)

(指定工事店の指定)

第5条 (略)

(1) (略)

(2) 責任技術者として登録を受けた者を選任していること。

(3) ～ (6) (略)

2 ～ 3 (略)

第6条 ～ 第7条 (略)

(指定工事店の申請事項変更の届出)

第8条 (略)

(1) ～ (4) (略)

(5) 選任する責任技術者に異動があったとき。

第9条 ～ 第14条 (略)

#### 主要改正点

- ・指定工事店の指定に係る下水道排水設備工事責任技術者の専属要件を緩和することとしたこと。

#### 新旧対照表

#### 旧

第1条 ～ 第4条 (略)

(指定工事店の指定)

第5条 (略)

(1) (略)

(2) 責任技術者として登録を受けた者が1人以上専属していること。

(3) ～ (6) (略)

2 ～ 3 (略)

第6条 ～ 第7条 (略)

(指定工事店の申請事項変更の届出)

第8条 (略)

(1) ～ (4) (略)

(5) 専属する責任技術者に異動があったとき。

第9条 ～ 第14条 (略)

印刷物番号

6 - 7 2